

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2023

冬号



No.578

Schedule 主要行事予定

令和5年11月～令和6年2月

最新の予定については、鶴見法人会ホームページをご覧ください。

11月

2日(木) 一般不可

●組織委員会・支部長会合同会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:30～

6日(月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:30～

7日(火) 一般可

●第40回源泉所得税研修会⑤

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

8日(水) 一般可

●第27回ほうじん劇場

【場 所】 鶴見公会堂

【時 間】 17:50～

10日(金) 一般不可

●第37回全国青年の集い山形大会

【場 所】 やまぎん県民ホール

【時 間】 14:00～

13日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

19日(日) 一般可

●第16回トレジャーハンティング in つるみ

【場 所】 鶴見大学体育館・鶴見区全域

【時 間】 12:00～

21日(火) 一般可

●第40回源泉所得税研修会⑥閉講式

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

27日(月) 一般可

●新設法人説明会(※予約制)

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

28日(火) 一般不可

●インボイス制度説明会及び決算法人説明会(※予約制)

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

12月

1日(金) 一般不可

●組織委員会・厚生委員会・支部長合同会議

【場 所】 木曾路鶴見寺尾店

【時 間】 18:30～

4日(月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:30～

5日(火) 一般不可

●青年部会12月例会「望年会」

【場 所】 川崎日航ホテル

【時 間】 18:30～

11日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

14日(木) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

15日(金) 一般可

●電子帳簿保存法・インボイス制度説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 15:00～

1月

9日(火) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:30～

11日(木) 一般可

●電子帳簿保存法・インボイス制度説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 15:00～

15日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

16日(火) 一般不可

●令和6年新年賀詞交歓会

【場 所】 崎陽軒本店

【時 間】 18:00～

17日(水) 一般可

●新設法人説明会(※予約制)

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

18日(木) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

2月

1日(木) 一般可

●税法研修会①

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:00～

5日(月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:30～

7日(水) 一般可

●税法研修会②

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:00～

7日(水) 一般可

●曹洞宗大本山總持寺 参弾(坐禅)体験会

【場 所】 總持寺

【時 間】 10:00～

14日(水) 一般可

●税法研修会③

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:00～

15日(木) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

16日(金) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

17日(土) 一般可

●バス研修会

【場 所】 川越方面

【時 間】 8:00～

21日(水) 一般可

●税法研修会④

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:00～

28日(水) 一般可

●税法研修会⑤

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:00～

表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、お子様やお孫さんの成長の記念に。ホットラインの表紙モデルはいかがですか。

お問い合わせは 鶴見法人会事務局
045-521-2531



Profile

法人名：トート株式会社

役職名：取締役 副社長

氏 名：松永 竜太 氏

氏 名：悠輝(長男)

七海(長女)

天羅(次男)

ツェンデホロル(妻)

支 部：駒岡末吉

撮影場所：セントラルスタジオ

Index

法人会全国大会(群馬大会).....	1～3
事業レポート.....	4～6
税を考える週間.....	6
会員紹介.....	7
会員優待サービスブック.....	8～9
鶴見税務署からのお知らせ.....	10～11
フレオモウエニワレアリ.....	12
新年賀詞交歓会のお知らせ/新入会員紹介/鶴見法人会に入りませんか/訃報.....	13
横浜市からのお知らせ.....	裏表紙

第39回法人会全国大会 (群馬大会)

10月18日(水)



全法連主催の法人会全国大会群馬大会を高崎芸術劇場にて開催した。当会からは、大島会長以下2名で参加した。

この大会は、「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場であります。

第一部記念講演では、日本通信株式会社 代表取締役社長 福田 尚久氏による「好機到来」の講演会を開催した。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳入・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。

政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明理解を求めていかなければならない。

制度の利便性としては各種行政サービス手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAXの利用による申告納税手続きや各種手当の申請手続きの簡素化などが挙げられる。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要課題である。例えば、マイナンバーで世帯所得が把握できることになれば、臨時的な給付金を迅速に支給できるし、かつ世帯間の公平性確保も可能になり、様々な税制改革議論の土台にもなる。そのためには、広範な国民的議論が必要であることも付言しておきたい。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全

額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入

に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要性はコロ

ナ禍を通して十分に認識された。前述したように、様々な矛盾を内包する医療制度や東京一極集中など、そこで浮き彫りになった課題の一つ一つ解決していくことは、地方のあり方を考える上で極めて重要である。

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

残念ながら、現状ではこの理念とはかけ離れたようなケースが少なくない。例えばコロナ臨時交付金を使用されず基金に回っている可能性があるとの指摘がなされている。実際、一部自治体では財政調整基金があつという間にコロナ前の水準を回復したという。そもそもPBが黒字である地方が、コロナ対策で財政を著しく悪化させた国に依存する姿は大きな矛盾と言わざるを得ない。

「ふるさと納税制度」にも問題が多い。昨年度の納税額が過去最高の1兆円に迫る水準に達しており、返礼品競争規制策の効果が低いことを証明している。税収の流出額が大きく同制度を批判してきた自治体が、我慢も限界にきたとして返礼品競争に参入する例も出てきた。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すべきである。
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。
- (2) 交際費課税の適用期限延長
交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長
中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ① 基幹税としての財源調達機能の回復
所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - ② 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - ③ 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- (2) 少子化対策
少子化対策は、保育所の充実や保育士の待遇改善など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。
また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受

けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
 - (3) 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
 - (4) 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
- (2) 森林環境税
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。
- (3) 電子申告
国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
負担を先送りせず現代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

事業 Report

8月スポーツ例会
8月22日(火)
青年部会

8月スポーツ例会は、ボウリングを通じて青年部会員の親睦を図る事を目的として開催した。2ゲームを実施し、青年部会とご来賓との対抗戦(各上位5名によるアベレージ)とした。また、青年部会においては個人戦もおこなった。ご来賓との対抗戦の勝敗は、青年部会が勝利を飾った。



横山部会長

令和5年度女性部会連絡協議会セミナー
9月15日(金)
女性部会

(一社)神奈川県法人会連合会【女性部会連絡協議会セミナー】がローズホテル横浜にて開催され、県内18法人会から約180名の女性部会員が参加、本会からは6名が参加した。また、当会の関口部会長が講師紹介をおこなった。

第一部は、食品ロス問題ジャーナリスト 株式会社 office3.11 代表取締役 井出留美氏による特別講演『食品ロスの現状と今後の取り組みについて』井出氏が実際に取材された北欧や国内での現状を写真やグラフを活用し多くの情報をご提供いただいた。食品ロスへの取り組み方、売る側、買う側に責任と意識を持つことの大事さ、誰もが関わる身近なテーマに大変有意義な講演であった。

また、第二部の懇親会では、第一部のテーマを踏まえつつ食品ロス防止の意義をかみしめながら、4年ぶりに他会の皆さんとも親睦を深め、なごやかに過ごした。

年度 女性部会連絡協議会セミナー
一般社団法人 神奈川県法人会連合会



福利厚生制度推進連絡協議会・会員増強会議
9月20日(水)
組織委員会・厚生委員会

法人会の福利厚生制度の充実と会員増強を目的にホテルプラムにて、39名が参加して「福利厚生制度推進連絡協議会・会員増強会議」を開催した。第一部会員増強会議では、横須賀委員長より、会員現況報告と会員増強依頼についての説明をおこなった。第二部福利厚生制度推進連絡協議会では野路厚生委員長のあいさつに始まり、保険受託3社より、福利厚生制度の状況報告をおこなった。



第40回源泉所得税研修会第一講・第二講・第三講 9月26日(火) 10月10日(火) 10月17日(火) 源泉部会

全6回にわたり研修会を開催する。第一講は9月26日(火)に「源泉所得税の実務」をテーマとして内容は「源泉所得税のあらまし」「現物給与、経済的利益」「報酬、料金等、退職所得の源泉徴収」を、第二講は10月10日(火)に「e-Tax実務研修」をテーマとして内容は「電子申告開始等届書の作成・送信」「徴収高計算書の作成・送信、電子納税」「法定調書合計表の作成・送信」を、第三講は10月17日(火)に「社会保険料徴収事務」をテーマに内容は「健康保険、厚生年金保険料の算出」の研修会をおこなった。



令和5年度税制委員セミナー 10月3日(火) 税制委員会

箱根湯本「吉池旅館」にて開催され、当会から松浦副会長他6名が参加した。県連税制委員長 長谷川雅章氏、県連前副会長 新倉裕氏より「令和6年度法人会税制改正提言」について説明がおこなわれた。

また、特別講演では、講師に一橋大学国際・公共政策大学院教授 佐藤主光氏を講師に迎え「我が国の財政健全化について」と題しての講演をおこなった。



新入会員交流会 10月6日(金) 組織委員会

新入会員10名、役員26名、来賓2名、他3名の総勢41名が参加し、講演会を法人会会議室にて開催した。第一部講演会は、大島会長のあいさつから始まり、横須賀委員長のあいさつ、来賓紹介、法人会の紹介を豊組織委員がおこなった。鶴見税務署副署長 江崎さおり様より、演題「税に関する豆知識」の講演をおこなった。引き続き第二部懇親会では、海鮮料理魚春とと屋に場所を変えて、新会員の皆様と本会の役員との交流が図られた。



税務研修会 10月11日(水) 女性部会

女性部会税務研修会が法人会会議室において開催され、23名が参加した。

関口部会長、岡野副会長の挨拶に続き、鶴見税務署幹部4名のご紹介があった後、第1部は鶴見税務署長馬場靖夫様の講演。「国税局・税務署のお仕事」と題し、署長の自己紹介、経歴に続き、税務署の“あれこれ”税務業界用語などわかりやすく親しみやすい講演となった。

第2部では恒例の税金クイズで、10月から施行された“インボイス制度について”のクイズが出題され、参加者一同インボイスの参考の一端となった。



県法連青年部会連絡協議会 情報交換会 10月16日(月) 青年部会

青年部会連絡協議会情報交換会がホテルサンライフガーデンにて開催され、青年部会からは横山部会長以下8名が参加した。

第一部は 小杉 前全法連青連協健康経営トータルディレクターによる「健康経営で100%企業は強くなる」という演目で特別講演が行われた。

その後、テーブルディスカッションがあり、協力保険3社より現状報告が行われた。

研修終了後は懇親会が行われ、親睦を深めた。



つるみ臨海フェスティバル 10月21日(土)

「鶴見大好き私のふるさとーみんなで創ろうつるみ臨海部」をテーマに地域が主体となって実施する区民フェスティバルで、地元の学生等によるステージイベント(演奏など)や自治会・町内会、各種団体や企業等による模擬店の出店、様々な体験イベントなどがおこなわれた。



税を考える週間行事予定

第27回ほうじん劇場

日時 令和5年11月8日(水)
受付 17:00
開演 17:50
会場 鶴見公会堂
演目 落語、漫才等
主催 公益社団法人鶴見法人会
事業研修委員会

街頭広報

日時 令和5年11月13日(月)
10:00～
会場 JR鶴見駅東口西口
共催 関係民間団体6団体 鶴見
税務署
★各種パンフレット等配布

納税表彰式

日時 令和5年11月24日(金)
開式 15:00
会場 鶴見公会堂
主催 鶴見税務署

会員紹介



サービスブック同封の会員優待カードご提示で
★マークのサービスが受けられます。

bar ぶらうん

★ドリンク1杯サービス

ぶらうん創業 20 年、現オーナー、元田が引き継いで 14 年、鶴見中央 1 丁目の裏通りにある、歌って踊れるスナックバー。ゴルフ、登山、釣りなどのサークルもあり、人生を楽しむ人が集まる場所へ GO。

三人以上での来店で、ボトル 5000 円分サービス。

■住所 横浜市鶴見区鶴見中央 1-19-6 パスコマンション 103

■最寄駅 鶴見駅

■電話 045-504-5235

■FAX 045-834-8096

■営業時間 19:00 ~ 26:00

■定休日 日曜、祝日

■E-mail yuji.motoda@mac.com



海鮮料理 魚春とと屋

★ワンドリンクサービス

横浜市鶴見区下野谷町で100年続く魚屋、「魚春」が経営する、お魚自慢の海鮮居酒屋です。横浜中央卸売市場に毎朝出向き、魚屋の目利きで仕入れるお魚と、板長自慢の肴が皆様をお出迎え!! 売り切れゴメンの、女将おすすめのおまぐれ日本酒も人気です。宴会コース、飲み放題コースもご用意しています。皆様のご来店、心よりお待ちしております!!

■住所 横浜市鶴見区鶴見中央 1-31-2 シークレイン 1F

■最寄駅 JR 京浜東北線「鶴見駅」東口、京浜急行線「京急鶴見駅」西口徒歩 1 分

■電話 045-521-0390

■FAX 045-511-1871

■営業時間 <ランチ>月~土 11:30 ~ 14:00 (L.013:30) <ナイト>月~金 17:00 ~ 23:00 (フード L.021:30、ドリンク L.022:30)/土 16:30 ~ 22:00 (フード L.020:30、ドリンク L.021:30)

■定休日 日曜、祝日

■https://totoya.hama1.jp



イタリアンキッチン Navita

★ワンドリンクサービス

今年の8月にリニューアルして、もちもち感にこだわった生パスタはなんと30種類も!! 近隣には下野谷小学校もあり、パスタ1品からでもOKのカジュアルな雰囲気、様々なシーンでご利用いただけます。お子様連れも大歓迎で、お得なランチセットもございます。升の中にシャンパングラスをいれて、溢れるほどなみなみ注ぐ、「あふれスパークリング」は自慢の一杯です。是非お試しください。

■住所 横浜市鶴見区下野谷町 2-78-8

■電話/FAX 045-834-5995

■営業時間 Lunch 11:30~14:30

Dinner 17:00~22:00

■定休日 毎週月曜定休

■https://www.navita2019.jp



ふくべ菓子舗

★500円以上お買い上げのお客様 5% OFF

昭和3年創業。材料はできる限り国産にこだわって、安全でおいしいお菓子をお届けします。神奈川県指定銘菓「鶴見めぐり」、バターどら焼などが人気!ご要望があればお応えしますので、お気軽にご相談ください。「花月園総持寺駅」からすぐ。

■住所 横浜市鶴見区生麦 5-9-4

■最寄駅 JR 京浜東北線

「花月園総持寺駅」

(日花月園前駅)

■電話 045-501-5912

■営業時間 9:00 ~ 18:00

日・祝日 9:00 ~ 17:00

■定休日 水曜、月2回火曜



会員優待サービスブック 広告掲載企業 募集中!!

申込締切
2024年
1月22日(月)

掲載無料!
費用は一切かかりません。

神奈川県内の18法人会（横浜中・横浜南・保土ヶ谷・戸塚・神奈川・緑・鶴見・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・鎌倉・藤沢・平塚・厚木・大和・相模原・小田原）では、会員優待サービスブックへの広告掲載企業様を募集しております。
応募された企業様は、会員優待サービスブックへ無料で広告を掲載することができ、神奈川県内の約3万社の会員企業に、サービスが紹介されます。

掲載の条件

- 18 法人会（横浜中・横浜南・保土ヶ谷・戸塚・神奈川・緑・鶴見・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・鎌倉・藤沢・平塚・厚木・大和・相模原・小田原）の会員企業であること
- 会員優待カードを提示した際、何らかの特別なサービスをして頂くこと
(例：料金5% OFF、無料体験、粗品進呈など)



会員優待サービスブックとは

神奈川県内の18法人会の全会員企業に配布される、会員優待サービスが掲載された冊子です。エリア内の会員企業、約3万社に配布されています。毎年サービスの利用者が増えており、今後も利用回数の増加が見込まれています。

申込をご希望の会員様は、
P9をご確認ください



横浜中法人会 〒220-0001 横浜市西区	横浜南法人会 〒220-0001 横浜市南区	保土ヶ谷法人会 〒220-0001 横浜市保土ヶ谷区	戸塚法人会 〒220-0001 横浜市戸塚区	神奈川法人会 〒220-0001 横浜市神奈川区
緑法人会 〒220-0001 横浜市緑区	鶴見法人会 〒220-0001 横浜市鶴見区	川崎南法人会 〒220-0001 川崎市南区	川崎北法人会 〒220-0001 川崎市北区	川崎西法人会 〒220-0001 川崎市西区
横須賀法人会 〒220-0001 横須賀市	鎌倉法人会 〒220-0001 鎌倉市	藤沢法人会 〒220-0001 藤沢市	平塚法人会 〒220-0001 平塚市	厚木法人会 〒220-0001 厚木市
大和法人会 〒220-0001 大和市	相模原法人会 〒220-0001 相模原市	小田原法人会 〒220-0001 小田原市		



会員優待サービスブック 掲載希望の事業所や 店舗のご応募お待ちしております。

広告掲載企業 募集中!!

掲載希望の方は…

下記の手順に沿って、神奈川県内法人会会員優待サービスのホームページより掲載申込フォームから送信してください。アドレスは <https://houjinkai.kanagawa.jp> (ホームページからの申込が難しい場合は、所属の法人会へお問合せください。)

【お申し込みは法人会会員に限ります】

※内容によっては掲載をお断りする場合がありますので予めご了承ください。また、本サービスへの掲載は、掲載企業の責任において行うものとし、利用者と掲載企業との間にトラブル・損失・損害が生じた場合、当会は一切責任を負いませんので予めご了承ください。

飲食店 レストラン 駅

オーガニック食材に
こだわったイタリアン料理
をご提供いたします。

写真やイラスト

0,000円以上
ご利用に限り
00%OFF

住所/横浜市中区〇〇〇〇〇〇〇〇
電話/045-000-000 FAX/045-000-0000
最寄駅/JR 根岸線「〇〇駅」より徒歩5分
営業時間/10:00~21:00 (L.O.20:00)
定休日/月曜
URL/ <http://www.aaaaaa> E-mail/ aaaa@aaaaaa.co.jp

原寸掲載例



1 パスワード入力画面より、パスワード 2023-khr を入力してください。



2 会員優待サービス実施店募集メニューより 該当の法人会を選択してください。



3 掲載申込フォームより必要事項を入力してください。



4 入力内容、写真添付等が終わりましたら、送信ボタンをクリックしてください。

神奈川県法人会連合会

内容は随時更新しております。

- 横浜中法人会 TEL. 045-662-6433 FAX. 045-641-8222
E-mail yokonaka@hohjinkai.or.jp
- 横浜南法人会 TEL. 045-370-8261 FAX. 045-370-8271
E-mail info@ym-houjinkai.or.jp
- 保土ヶ谷法人会 TEL. 045-332-4360 FAX. 045-333-5802
E-mail yokohama@hodogayahojinkai.or.jp
- 戸塚法人会 TEL. 045-861-8743 FAX. 045-864-6953
E-mail info@totsuka-houjinkai.com
- 神奈川法人会 TEL. 045-633-7666 FAX. 045-633-7592
E-mail info@kanagawahojinkai.or.jp
- 緑法人会 TEL. 045-971-5751 FAX. 045-971-5736
E-mail info@midorihoujinkai.or.jp
- 鶴見法人会 TEL. 045-521-2531 FAX. 045-503-2051
E-mail hojinkai@tsurumi.or.jp
- 川崎南法人会 TEL. 044-276-8731 FAX. 044-276-8738
E-mail info@km-hojinkai.or.jp
- 川崎北法人会 TEL. 044-799-1791 FAX. 044-799-1793
E-mail contact@kawa-kita.or.jp

- 川崎西法人会 TEL. 044-980-4131 FAX. 044-980-4646
E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp
- 横須賀法人会 TEL. 046-825-7100 FAX. 046-826-3073
E-mail office@yokosuka-hojinkai.com
- 鎌倉法人会 TEL. 0467-22-1131 FAX. 0467-22-4600
E-mail km806989@fsinet.or.jp
- 藤沢法人会 TEL. 0466-22-6444 FAX. 0466-24-2100
E-mail info@fujisawahojinkai.or.jp
- 平塚法人会 TEL. 0463-21-2891 FAX. 0463-24-0785
E-mail office@hiratuka-hojinkai.or.jp
- 厚木法人会 TEL. 046-221-1055 FAX. 046-222-3808
E-mail info@a-net.or.jp
- 大和法人会 TEL. 046-260-0511 FAX. 046-260-0515
E-mail jimukyoku@yamato-hojinkai.or.jp
- 相模原法人会 TEL. 042-755-3027 FAX. 042-753-3273
E-mail info@sagamiharahojinkai.or.jp
- 小田原法人会 TEL. 0465-23-3641 FAX. 0465-23-5109
E-mail odawara-hojinkai@nifty.com

使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
決済する機会の多い方

振替納税（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
ている方、個人事業者のみ選択可

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
スマホ決済アプリ（Pay払い）により納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方



キャッシュレス納付の一覧表

国税	キャッシュレス納付の種類	対象税目 ^{※1}	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納税に関する 最新案内
	インターネットバンキングによる納付	全税目	
	振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
	クレジットカード納付・スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の手続において、ご利用できない税目があります。
 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

よくあるご質問 Q&A

国税のダイレクト納付について

- Q1** ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか？
- A1** e-Taxの利用開始届出書のほか、**ダイレクト納付利用届出書**を提出してください。
-
- Q2** ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか？
- A2** ダイレクト納付利用届出書を書面で提出した場合は**1か月程度**で利用可能となります。個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は**1週間程度**で利用可能となります。
-
- Q3** ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。
- A3** 毎月納付する**源泉所得税**をはじめ、**申告所得税**や**法人税**など幅広い税目で利用できます。
-
- Q4** ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか？
- A4** 手数料を支払う必要はありません。

ワレオモウユエニワレアリ

9月を迎えてもまだ30度越えの日々が続き、こんな暑さといつまで付き合わなきゃいけないのかとうんざりしていたが、10月の足音が聞こえてくると、いつの間にか日が落ちるのが早くなった。空を眺めると、ついこの間までは、今にも押し寄せてきそうな猛々しい夏雲で空一面が覆われていたのに、いつの間にかスーッとたなびく秋雲に様変わりしていて、今夏の異常なまでの暑さはどこ吹く風と、まるで予定調和といわんばかりの素知らぬ顔で秋はやってきていた。

10月に入り、いよいよインボイス制度が実施され、いざ始まってみると、色々と戸惑うことも多く、毎日を慌ただしく過ごしている。

そんな私をみて、小学5年生の次女が、「ママ、時間に追われているようじゃ、まだまだお金持ちにはなれないね」と言ってきた。

次女が赤ん坊の頃、私は仕事で忙しく、店の中でゆりかごに寝かされ、通りすがりの従業員たちがあやしていく姿を気の毒に思ったのか、近所に住む、釣りや野球が大好きで、たばこやハイボールは毎日欠かさず、ザ・昭和な頑固おじいちゃんが、自分の家でずっと面倒をみてくれていた。元々は板金の職人で、手先も器用で、裁縫までこなしてしまうので、洋服の裾上げから、保育園で使うバッグやおもちゃ、最近では娘の推しのトレーディングカードまで全て手作りで作ってくれている。

そんなおじいちゃんの近くで育ててきたせいか、次女は何度目の人生を生活しているのだろうか?と思わせるような、格言めいた、本質を突いてくるような発言をよくしてくる。

二番目の子供は、上の子が怒られたりするときや、よく周りを見ているから要領がいいと、世間一般では言われている。

我が家の娘もその類で、あたまでっかちな部分と要領の良さを兼ね備えているのかもしれないが、先日こんなことを言われた。

「ママは素直な人マジックにかかっているよね」

娘曰く、私はよく、アルバイトのや学生や他人が、悪意なく、こちらの意図とは別の行動をとった時、あの人は素直だから、わからなかったのねというらしいのだ。

多分それは私なりのアンガーマネジメントで、そもそも素直な性質の人は、良いことも悪いことも受け取ってしまうから、指示を出す側が気を付けなければいけないと考えるようにしている。間違えてしまったのはむしろ自分の伝え方に非があり、素直だから、私の意図を読み取れなかったのだと考え、自分の感情も、相手との関係も平穏に保つようにしている。

しかし、娘に言わせると、ママは「素直」という一言で何でも片づけてしまっているというのだ。

本当に素直な性質をもっているのなら、良いことは吸収して、悪いことやおかしいと思うことは、臆することなく発言する。悪いことはやらないし、自分中心の考え方にはならないはずだと。それが本来の素直ということだと。物事が良いか悪いかの判断ができなくて、何でも自分の解釈だけで行動してしまうのは、それは素直じゃなくて、アホというのだと。

- 納得、..、しかも、ザ・正論。

今の世の中、価値観が多様化している。多様ななんて言葉自体が古臭く感じる位に、当たり前が当たり前ではない。いつの時代もその時代にあった考え方というものがある。今は多様性を認め合い、個を大事にする時代なのは理解している。学校や会社といった集団においても、おしきせの価値観や常識とよばれるルールは通用しなくなっている。テレビの見方だって違う。面白くない番組を見るより、自分が興味のある動画やストーリーをみる。

そんな時代に翻弄されているのは子供ではなく、むしろ大人なのかもしれない。こんな時代だからこそ、本質をみる力が必要なのだと思う。

悪しき習慣はどんどん排除されて一向にかまわないが、いつの時代も大事なものは変わらない。だからこそ時代の渦にのみこまれることなく、大事なものは大事と伝えていかねばならない。

昨今は自分が何者かを名乗らずとも、意見という名の自己主張を述べて、他人に言葉の刃を向けることが容易にできる。面と向かっては言えないのに、何かのフィルター越しなら、きつい言葉を平気で投げかける。

素直になって、自分のアタマで考えよう。自分の価値観や正義が全てではない。自分を信じる事と自分を押し通す事とは全く違う。

昭和の頑固おやし風味が効いた、令和キッズの柔軟性を見習わなきゃならない。

広報委員 永井寛子





新年賀詞交換会のお知らせ

公益社団法人 鶴見法人会
会長 大島 正之



晩秋の候 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新しい年は皆様にとって素晴らしい年となりますよう祈念し、新年賀詞交歓会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和6年1月16日(火) 受付 午後5時30分 開会 午後6時
- 2 場 所 崎陽軒本店 住所：横浜市西区高島2-13-12 TEL：045-441-8880
- 3 参加費 9,000円(当日受付までご持参ください)
- 4 定 員 120名 定員になり次第締め切らせていただきます。
- 5 申込方法 12月20日までに鶴見法人会事務局あてFAXにてお申込みください。
FAX：045-503-2051 TEL：045-521-2531



☆ お席ご用意の関係上、事前お申込みのない場合はお断りする事もございます。
尚、参加申込み後1月10日以降の取り消しは参加費をいただきます。ご承知おきください。

新入会員紹介 令和5年8月～10月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		氏 名	住 所
		電 話			
		賛助会員		川畑 文秀	横浜市中区山下町 24-7 シティコート山下公園 504
					公認会計士・税理士 川畑 文明
	株川崎グランドボウル	賛助会員		三沢 勇貴	川崎市川崎区宮前町 11-14
			044-244-2281		ボウリング場の運営 申出
	SMBC 日興証券(株)横浜支店	賛助会員		森崎 健志	横浜市西区北幸 1-3-23 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ B 1F
			311-6382		証券業 申出
駒岡末吉	株みのりコンサルティング	正会員		久保田昌宏	鶴見区上末吉 1-27-61
			642-7006		コンサルティング業 大同生命保険(株)
潮田	株マルタケ	正会員		久保寺武之	鶴見区汐入町 3-48-8
			521-9032		建設業 榎木曾屋
鶴見西	有)下山商事	正会員		下山 繁正	鶴見区北寺尾 7-5-21
			584-6724		土木業 AIG 損害保険(株)
矢向江ヶ崎	合同会社えぬでん	正会員		日向 勝二	鶴見区矢向 3-5-1
			642-5293		電気工事業 AIG 損害保険(株)

鶴見法人会に入りませんか？ 法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約1800社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

訃 報

令和5年9月9日(土) 株式会社章夫商事 取締役会長 長谷川 勝一 様 (事務局受付 9月11日)

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

<提出にあたりご留意いただきたいこと>

○法令上の提出期限は1月31日です。早期提出にご協力をお願いします

1月25日頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）です

eLTAXを利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して收受しています。

○納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています

横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。）。

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）



横浜市 特別徴収

検索

◆ eLTAXで給与支払報告書を提出した場合、「特別徴収税額決定（変更）通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」それぞれの受け取り方法を、電子データか書面のいずれかを選択することができます。令和6年5月送付分から特別徴収税額決定（変更）通知書の電子データの正本化が始まるため、一つの帳票について、電子データと書面の両方での受け取りができません。また、年度当初に決定した受け取り方法は、原則、年度途中での変更ができません。詳細は横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「給与支払報告書等の提出の手引き」を御確認ください。

◆ 特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手続きがより簡易になります（入力項目が減少し、省力化できます。）。

～償却資産申告書（固定資産税）の提出について～

令和6年度分の提出期限は、令和6年1月31日（水）です！

<よくある質問>

Q1 申告書にマイナンバー・法人番号の記載は必要ですか？

A1 個人の方はマイナンバー、法人は法人番号を記載していただきます。

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A2 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

【お問合せ先】横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4384 Fax：045-663-9347

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）

※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。



横浜市 償却センター

検索

eLTAXを使用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます。

納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目：個人市民税・県民税（特別徴収、退職所得）、法人市民税、事業所税

※地方税お支払サイトでは、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、

固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）が納付できます。

エルタックス

検索